

# 利水参画者の必要な開発量の確認結果(案)

平成27年11月9日

国土交通省 関東地方整備局  
独立行政法人 水資源機構

# 検討主体が行う必要な開発量の確認方法

## 【目的】

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目「第4 再評価の視点」(2)④で示されている「必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」に基づき、必要量の算出方法の確認を行う。

## 1. 確認方法

第3回幹事会において、水道施設設計指針等を参考とし必要量の算出方法について確認、栃木県に対し再度の資料提出を要請し、栃木県から必要な資料が提出された。その後、第4回幹事会に先立ち、年月の経過を踏まえ、全ての利害関係者に対し思川開発事業に係る水需給計画などについて更新等が行われている場合には追加資料として提供を求めたところ、小山市から更新された水需給計画の提出があったため、第3回幹事会と同様に、以下の事項について確認する。

- ① 第2回幹事会の「検討主体が行う思川開発事業利害関係者の開発量の確認方法について 資料3」に基づき、以下の基本的な事項を確認する。
  - ・ 需要量の推計方法の基本的な考え方について、長期計画等に沿ったものであるか確認する。
  - ・ 需要量の推定に使用する基本的事項（給水人口、原単位、有収率等）の算定方法について、水道施設設計指針等の考え方に基づいたものか確認する。
- ② 水道事業認可の状況  
水道法第6条及び第26条に基づき、水道事業または水道用水供給事業として厚生労働省の認可を受けているかを確認する。
- ③ 事業再評価の状況  
公共事業の効果的・効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から「行政機関が行う政策評価に関する法律」により、実施されている事業の再評価を実施しているか確認する。
- ④ 参画者の水需給計画の確認  
参画者ごとに水の将来需要量とそれに対する水源量の確保計画について、利根川・荒川水系水資源開発基本計画に基づき確認する。

# 検討主体が行う必要な開発量の確認結果について(1)

## 2. 確認結果

① 水需給計画における需要量の推定に使用する基本的事項(給水人口、原単位、有収率等)の算定方法の状況

計画給水人口 : 自治体の長期総合計画における推計値や国立社会保障・人口問題研究所が算定した推計値を補正した値を採用、または過去の実績値から要因別分析や時系列傾向分析により推計した値を採用していることを確認した。

原単位 : 過去の実績値から時系列傾向分析や重回帰分析により推計した値、または実績値の平均値等を採用していることを確認した。

計画有収率 : 各利水参画者が策定した水道ビジョンなどの長期計画で設定した目標値、過去の実績値等や時系列傾向分析により推計した値、または実績値の平均値を用いて算定していることを確認した。

計画負荷率 : 過去の実績値の最低値、または平均値を採用していることを確認した。

利用量率 : 過去の実績値の平均値等を採用していることを確認した。

確保水源の状況 : 現時点で、各利水参画者が確保している水源量(予定を含む)について、確認した。

その他 : 鹿沼市、小山市、古河市、五霞町、埼玉県及び北千葉広域水道企業団において、次表の地域計画の施策を考慮していることを確認した。

利水参画者名	見込んでいる開発事業等
鹿沼市	市街地開発、第3子対策事業
小山市	専用水道からの切替水量および拡張水量
古河市	古河駅東部周辺地域の新規開発
五霞町	工業団地における新規操業及び圏央道IC周辺開発
埼玉県	首都圏中央連絡自動車道などによる開発計画
北千葉広域水道企業団	各構成団体による開発計画

## 検討主体が行う必要な開発量の確認結果について(2)

### ② 水道事業認可の状況

鹿沼市、小山市、古河市、五霞町、埼玉県及び北千葉広域水道企業団は、水道法第6条及び第26条に基づき、水道事業または水道用水供給事業として、水道事業の認可を受けていることを確認した。

栃木県については、思川開発事業による開発量の利用を見込んだ広域的な水道整備の推進を図るため、県及び関係市町による協議会が設置されており、将来的な水道事業認可に向けて必要な協議の促進が図られていることを確認した。

### ③ 事業再評価の状況

厚生労働省が定めた「水道施設整備事業の評価実施要領」に基づき、水資源機構が事業評価委員会に諮り、「事業は継続」との評価を平成25年度に受けている。

この評価結果を受け、思川開発事業は、厚生労働省から国庫補助の継続を認められている。

### ④ 利水参画者の水需給計画の確認

- ・各利水参画者が想定している給水人口は、現状に比べ緩やかな上昇または減少となっている。
- ・将来の水需給の状況について、鹿沼市、小山市、古河市、五霞町及び北千葉広域水道企業団は、需要量と水源量が概ね均衡するものとなっている。

一方、栃木県及び埼玉県は、閣議決定された利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渇水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と需要量が概ね均衡するものとなっている。

以上のように、各利水参画者について①から④を確認し、必要量は水道施設設計指針などに沿って算出されていること、事業認可等の法的な手続きを経ている又は、事業認可の取得に向け確実に取り組んでいること、事業再評価においても「事業は継続」との評価を受けていることを確認した。

よって、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として利水対策案を立案することとする。

## 検討主体が行う必要な開発量の確認結果について(3)

区分	事業主体名	必要な開発量		
		通年	非かんがい期	計
水道用水	栃木県	0.403	-	0.403
	鹿沼市	0.2	-	0.2
	小山市	0.219	-	0.219
	古河市	0.586	-	0.586
	五霞町	0.1	-	0.1
	埼玉県	-	1.163	1.163
	北千葉広域水道	0.313	-	0.313
合計		1.821	1.163	2.984

※開発量の単位は、立方メートル／毎秒